

法務省管警第47号
平成30年3月5日

地方入国管理局長 殿
地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局審判課長 根岸 功
警備課長 君塚 宏
(公印省略)

濫用・誤用的難民認定申請対策としての在留制限措置が執られた者に係る退去強制手続について（通知）

今般、真の難民の迅速な保護に支障を生じさせないようにするため、難民認定制度の濫用・誤用的申請への対策として、平成30年1月12日付け法務省管在第2号通達により、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てる初回申請案件及び難民条約上の難民である可能性が高いと思われる又は本国事情等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件を除く再申請案件については、難民認定手続は続行するものの、在留資格変更又は在留期間更新を許可しない措置（以下「在留制限措置」という。）を執ることとなったため、今後、多くの当該措置対象者に対して退去強制手続を執る必要があり、それに伴う違反事件の大幅な増加が見込まれます。

つきましては、これら在留制限措置が執られた者に対する退去強制手続については、本通知接到次第、下記に従い対応願います。

記

1 通報受理後の退去強制手続

(1) 在留制限措置後に帰国を申し出た対象者

ア 違反調査時



イ 違反審判時

(2) 在留制限措置後も難民認定手続の継続意思を表明した対象者

ア 違反調査時

イ 違反審判時

2 退去強制手続の簡素化

(1) 違反調査時

上記1(1)(出国命令案件を除く)及び(2)のいずれの対象者についても、違反調査時における違反調査書、供述調書及び調査報告書については、特段の必要性がない限り、違反調査及び令書執行規程に係る別記第2号様式甲、乙及び丙(いわゆる3枚調書)を使用することとし、同様式乙(供述調書)の「違反の態様」及び「経歴」欄については、記載を省略して差し支えない。

また、「親族関係及びその生活状況」欄については、本邦内の親族関係のみを聴取の上、記載し、本邦外の親族関係欄は記載を省略して差し支えない。

(2) 違反審判時


上記(1)同様に違反審判手続においても、後記3に留意した上で、聴取事項等について、可能な限り省略して差し支えない。

(3) その他

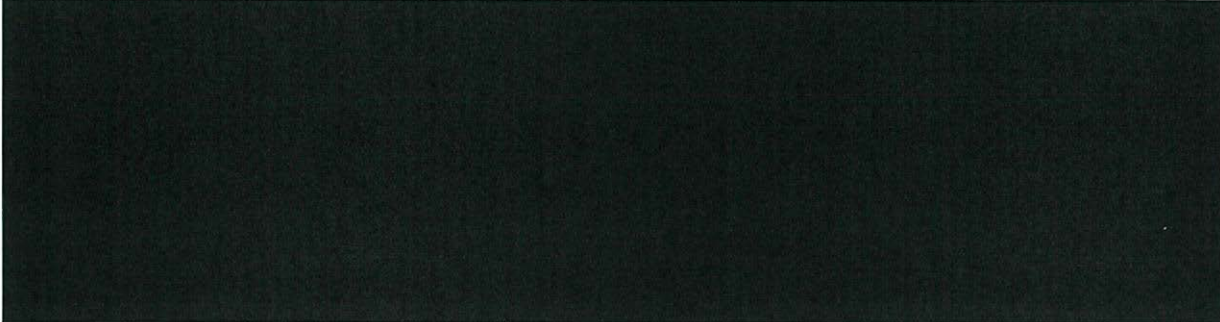
その他、証拠物については、容疑事実を裏付ける最小限のものにとどめるなど、可能な限り違反調査及び違反審判手続の簡素化を図る。

3 聴取事項に係る留意点

(1) 在留制限措置後に帰国を申し出た対象者



(2) 在留制限措置後も難民認定手続の継続意思を表明した対象者



4 その他の留意事項

違反調査担当部門，違反審判担当部門においては，在留制限措置対象者の退去強制手続を進めるに当たっては，常に難民調査担当部門との緊密な連携，情報共有を図り，濫用・誤用的難民認定申請者の速やかな送還に努める。

本信写し送付先

入国者収容所長